

令和6年度4期 造林事業標準単価表

令和6年11月1日

森林整備室・造林間伐班

	目	次	
○造林事業の留意事項	. . .	1	3, 伐竹 86
1, 補助金額の計算	. . .	1	標準単価一覧 87
1-1 標準単価	. . .	1	単価計算表 88
1-2 間接費	. . .	2	4, 間伐・更新伐 89
1-3 標準経費	. . .	3	標準単価一覧 90
1-4 査定経費	. . .	4	単価計算表 94
1-5 補助額の計算	. . .	4	5, 間伐・更新伐（機械） 102
2, 造林事業の概要	. . .	7	標準単価一覧 103
3, 造林樹種等の適用範囲	. . .	9	単価計算表 107
4, 伐採率の適用範囲	. . .	9	6, 附帯施設整備 115
5, 林齢制限一覧	. . .	10	標準単価一覧 116
6, 標準単価の適用方法	. . .	10	単価計算表 118
○標準単価			労務資材単価 120
1, 植栽（一貫作業含む）	. . .	15	標準歩掛等 121
標準単価一覧	. . .	16	標準構造図 122
単価計算表	. . .	48	7, 森林作業道 128
労務資材単価	. . .	78	標準単価一覧 129
標準歩掛等	. . .	79	単価計算表 130
2, 萌芽整理・下刈り・除伐・保 育間伐・切捨間伐・枝打ち	. . .	81	8, 災害復旧関係 131
標準単価一覧	. . .	82	標準単価一覧 132
単価計算表	. . .	84	単価計算表 141

○造林事業標準単価適用に当たっての留意事項

1, 補助金額の計算

1-1 標準単価

○標準単価・造林事業の補助金を算出する基礎となる単価であり、造林種類(旧実施区分2)毎に標準的な直接費と共通仮設費からなる単価

(1)標準単価の区分

- ①基礎単価(税抜)……消費税込相当額を含んでいない単価(※)
- ②直営・自力標準単価……直営及び自力により施行する場合で、上記基礎単価に資材費の消費税込相当額を加算した単価
- ③請負・委託標準単価……請負により施行する場合で、上記基礎単価に資材費及び労務費の消費税込相当額を加算した単価
- ④標準単価(間接費加算)……上記①、②、③の標準単価に間接費を加算して求めた単価。施業地毎の施行実態に合わせ各種経費率を加算する。
※事業主体が課税業者となることが明らかな場合は、上記の基礎単価(税抜)を適用する。

表-1 標準単価の構成因子

事業区分	構成因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ(縄)代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ(縄)代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費(特定機能回復事業に限る)
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費
花粉発生源植替え (一貫作業)	支障木等伐倒費、搬出集積費、機械地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費

※苗木運搬費とは、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

※搬出集積費とは、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

※一貫作業における地拵え費は、機械地拵え費とする。

(2) 標準単価の内容

- ①標準単価＝直接費＋共通仮設費
- ②直接費(積上)……資材費、労務費、機械経費の計で施業区分毎に標準歩掛により積上げた経費
- ③共通仮設費(定率)……運搬費、準備費、安全費、役務費、営繕費、測量設計費の合計で上記表-1の森林作業道以外は直接費の8.4%、森林作業道の開設・改良は10.7%とする。

1-2 間接費

○間接費・標準単価に加算できる間接費は現場監督費及び社会保険料等とする。

表-2 間接費の構成因子と適用基準、加算率

現場監督費	構 成 因 子				
	①労務管理費、②安全訓練等に要する費用、③租税公課、④保険料、⑤従業員給料手当、⑥退職金、⑦福利厚生費、⑧事務用品費、⑨通信交通費				
	適 用 基 準				
	事業の実行に直接必要な作業が雇用労務により実施された場合に適用できるものとし、当該雇用される労働者(現場労働者)の管理等のために必要な費用とする。 ただし、当該作業の一部が一人親方等の個人(個人受託者)の受託又は請負により実施される場合であっても、現場指示書等により事業の執行管理や安全管理等が適切に行われ、実質的に当該作業が事業実施主体の管理・監督下に置かれ、現場の管理・監督状況が明確に記録されている場合に限り、下記加算率を適用できるものとする。				
	加 算 率(現場監督費率)				
	21%				
社会保険料等	構 成 因 子				
	現場従業員(現場労働者を管理監督する者その他現場において間接的に事業実行に従事するものをいう)及び現場労働者(個人受託者を含む)に係る①労災保険料(特別加入制度の保険料を含む)、②雇用保険料、③健康保険料、④厚生年金保険料のうち法定の事業主負担分並びに⑤退職金共済制度(中退共、林退共、建退共等)の掛金とする。				
	適 用 基 準 及 び 加 算 率				
	施行地毎に事業に従事した各現場労働者(測量設計労務者、現場従業員を除く)について社会保険等の加入状況に応じて下記に示す保険種毎の点数を合計し、当該現場労働者数で除して算出される平均点数に応じて下記加算率を適用できるものとする。 【加入している保険種毎の点数】 ①労災保険 6点、②雇用保険 1点、③健康保険※1 5点、④厚生年金保険※1 10点、 ⑤退職金共済制度(中小企業退職金共済制度以外 2点、中小企業退職金共済制度 3点)				
	加 算 率(社会保険料率) ※2				
	平均点数	1点以上 7点未満	7点以上 13点未満	13点以上 23点未満	23点以上
加算率	3%	10%	13%	18%	

※1 国民健康保険及び国民年金を除く

※2 平均点数が0点の時は社会保険料率の加算はしない。

1-3 標準経費

○標準経費・標準単価(間接費加算)に面積や延長等事業量に乗じて求めた額

○標準経費計算方法

標準経費の計算方法は以下(1)~(4)による

(1) 1ha当り標準単価(間接費加算)と実面積より算出する場合 ※間接費が加算できない場合現場監督費率、社会保険料率を0として計算する

●標準経費 = 標準単価(間接費加算) × 実面積	……………	【千円未満切捨て】
【計算式】		
標準単価(間接費加算) = (1ha当り標準単価 × (100 + 現場監督費率 + 社会保険料率) / 100)	……………	【円未満切捨て】
【対象となる施業】		
植栽、下刈り、萌芽整理、除伐、保育間伐、間伐、更新伐等		
※下刈りのうち、坪刈りについては全面下刈り面積の40%相当を実面積とする。		

(2) 1m当り標準単価(間接費加算)と延長より算出する場合 ※間接費が加算できない場合現場監督費率、社会保険料率を0として計算する

●標準経費 = 標準単価(間接費加算) × 実延長	……………	【千円未満切捨て】
【計算式】		
標準単価(間接費加算) = (1m当り標準単価 × (100 + 現場監督費率 + 社会保険料率) / 100)	……………	【円未満切捨て】
【対象となる施業】		
獣害防止ネット柵、森林作業道(標準単価が設定されているもの)		

(3) 1本当り標準単価(間接費加算)と本数より算出する場合 ※間接費が加算できない場合現場監督費率、社会保険料率を0として計算する

●標準経費 = 標準単価(間接費加算) × 実本数	……………	【千円未満切捨て】
【計算式】		
標準単価(間接費加算) = (1本当り標準単価 × (100 + 現場監督費率 + 社会保険料率) / 100)	……………	【円未満切捨て】
【対象となる施業】		
樹皮保護ネット、幼齢木保護ネット、ウサギ食害用ネット		

(4) 実行経費を補助対象経費とする場合

●標準経費 = 事業費(実行経費)	……………	【千円未満切捨て】
【対象となる施業】		
県が事業主体の場合、市町村が事業主体で標準単価と比較し安価な場合、作業道を請負に出した場合で標準経費より安価な場合		

1-4 査定経費

○査定経費・標準経費に査定係数を乗じて求めた経費

●査定経費＝標準経費×査定係数／100

……………

【千円未満切捨て】

○査定係数・査定経費を算出するために事業毎の査定区分により定められた係数

表-4 事業区分、査定区分と査定係数一覧

(1) 森林環境保全整備事業(補助金)

事業区分	査定区分	査定係数	事業区分	査定区分	査定係数
森林環境保全直接支援事業	計画造林	170	特定機能回復事業 (森林緊急造成事業)	保安林又は公益的機能別施業森林の一部 注1	180
	計画造林(花粉)			その他	90
	特定植栽促進区域 注2	180	特定機能回復事業 (被害森林整備事業)	通常	170
	普通造林	90		特定機能回復事業 (林相転換特別対策)	スギ人工林伐採重点区域 注3

注1)保安林又は公益的機能別施業森林のうち、水源涵養機能維持増進森林又は山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林

注2)市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」または間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、

森林経営計画等に基づき行う2000本/ha以下の人工造林及び同施行地における3回目までの下刈り

注3)スギ花粉発生源対策推進方針第2の1の(1)の規定に基づき定められた、スギ人工林の伐採・植替えを効果的・集中的に実施するため、人口の多い都市周辺において設定された区域。

(2) 農山漁村地域整備交付金

事業区分	査定区分	査定係数
機能回復整備事業	花粉発生源対策促進事業	180

1-5 補助額の計算

表-5 造林事業補助率一覧

※補助率内に(査定)と記入されているものについては、査定経費に補助率を乗じて補助額を計算する

事業区分	国庫補助率	県補助率		県上乘補助額の適用
		義務	上乘補助	
(1) 森林環境保全整備事業(補助金)				
森林環境保全直接支援事業	3/10(査定)	1/10(査定)	5%	注1(広葉樹造林)
			5%	注2(保育間伐)
			5%	注3(鳥獣害防止)
			15%	注4(再造林促進)
			5%	注5(下刈支援対策)
			5%	注6(除伐支援対策)
			32%	注7(環境林整備)
特定機能回復事業 (森林緊急造成)(被害森林整備)(林相転換特別対策)	3/10(査定)	1/10(査定)	5%	注3(保育間伐)
			5%	注3(鳥獣害防止)
			5%	注6(除伐支援対策)
			5%	注5(下刈支援対策)
事業区分	国庫補助率	県補助率		県上乘補助額の適用
		義務	上乘補助	
(2) 農山漁村地域整備交付金				
機能回復整備事業(花粉発生源対策促進事業)注8	3/10(査定)	1/10(査定)	5%	注3(鳥獣害防止)
			15%	注4(再造林促進)
(3) 森林災害復旧事業				
森林災害復旧事業	5/10	5/30	災害時に決定	

注1) 再造林促進緊急対策事業

以下、①及び②の条件を満たすこと。なお、再造林促進事業と併用はできないものとする。

- ① 人工造林において、広葉樹及び針葉樹の植栽本数を合計し、広葉樹の本数率が20%以上の場合。
- ② 広葉樹の植栽は、尾根や谷筋等に限定し、針葉樹の植栽と区分けが出来ていること(混植をしていないこと)。

注2) 保育間伐推進緊急対策事業

スギ・ヒノキの人工林における伐採本数率20%以上の保育間伐で、『市町村が標準経費の13%以上の上乗せ補助』を行う場合。

なお、上乗せ補助の対象林齢は11～25年生とする。

また、特定機能回復事業については「被害森林整備」のみが対象となる。

注3) 鳥獣害防止施設等整備事業

付帯施設整備のうち、獣害用ネット柵、樹皮保護ネット、幼齢木保護ネット(生分解性のみ)で、『市町村が標準経費の13%以上の上乗せ補助』を行う場合。

注4) 再造林促進事業

林業適地(路網あり、緩傾斜等)における再造林又は樹下植栽(ただし、更新伐で帯状・群状伐採を実施した箇所に限る)及び一貫作業(地拵え・植栽のみ)で、かつ以下①～④の条件を全て満たす場合に適用できる。また、補助対象樹種は、スギ、ヒノキ、コウヨウザンとする(ただし、林相転換特別対策に係る一貫作業においては、スギ、ヒノキのうち「スギ花粉症対策推進指針」に定められる花粉の少ない品種及び都道府県において花粉症を発生させるおそれがないと認めるもの)。

- ① 同一の箇所の植栽本数を合計し「スギ」と「ヒノキ」と「コウヨウザン」の合計本数率が80%以上とする。
- ② スギの植栽本数 2,499本/ha以内、ヒノキの植栽本数 2,999本/ha以内、コウヨウザンの植栽本数 2,499本/ha以内(ただし林相転換特別対策に係る一貫作業においては、樹種にかかわらず2,499本/ha以内)
- ③ 森林経営計画区域内で実施したものとする。
- ④ 再造林促進緊急対策事業と併用出来ないものとする。

注5) 下刈支援対策事業

スギ、ヒノキ、コウヨウザンによる低コスト再造林を実施した人工林(※1)における下刈りで、『市町村が標準経費の13%以上の上乗せ補助』を行う場合。

上乗せ補助の対象林齢は、2～5年生とする。

※1 再造林促進事業で定める植栽本数以下で植栽された再造林地。

注6) 除伐支援対策事業

スギ・ヒノキの人工林(9～25年生・成立本数2,000本/ha以下)において行う除伐(目的外樹種の伐採)について、『市町村が標準経費の13%以上の上乗せ補助』を行う場合。

注7) 環境林整備事業

尾根谷部における概ね35度以上の急傾斜地であって、森林作業道の開設が困難な地形であり、木材生産に適さない現地にて広葉樹の植栽本数の割合が100%の場合に限る。

注8) 花粉発生源対策促進事業

以下の要件を満たすものとする。

- ① 既存スギ林を伐倒から植栽までの一体施業を実施するものとする。
- ② 県が認めた花粉の少ないスギ品種のコンテナ苗であるものとする。

○補助額の計算

(1) 査定係数を適用する場合

●補助額＝査定経費×補助率 【円未満切捨て】

(2) 査定係数を適用しない場合

●補助額＝標準経費×補助率 【円未満切捨て】

(3) 査定係数を適用する場合で県の上乗せ補助がある場合

●補助額＝査定経費×補助率＋標準経費×県上乗補助率/100 【円未満切捨て】

(4) 査定係数を適用しない場合で県の上乗せ補助がある場合

●補助額＝標準経費×補助率＋標準経費×県上乗補助率/100 【円未満切捨て】

○標準単価が適用できない場合の取り扱い

(1) 施業内容で合致する標準単価がない場合

①標準単価を設定していない工種については実行経費により補助金額を算定する。

②ボランティア活動等標準単価の一部の経費が補助採択となる場合は、県の示す標準単価表を基に箇所毎の標準単価を作成し、標準経費を算定する。

③森林作業道（復旧）等において、1 m当たりの標準単価が適用できない場合は、「林業専用道（規格相当）造林作業道標準単価表」に基づき査定金額を算定する。

(2) 実行経費と標準経費のいずれか安価な経費を補助対象とする場合

①上記(1)③の場合で、かつ、森林作業道を請負に付して実行した場合は、標準経費と実行経費のいずれか安価な額により補助金額を算定する。

②市町村が事業主体の場合

(3) ・実行経費を標準経費とする場合

・県が事業主体の場合

※実行経費を積算する場合には、標準単価の積算内容を参考に補助対象経費以外の費目を計上しないこと

2, 造林事業の概要

○事業体系1(補助金)

	事業区分	補助事業区分(旧事業種類)	実施区分1	造林種類(旧実施区分2)						
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	森林環境保全直接支援	人工造林	再造林、再造林【再造林促進緊急対策事業】、再造林【再造林促進事業】、拡大造林、被害地造林 特殊地拵、特殊地拵(竹林)						
			樹下植栽等	樹下植栽、萌芽整理						
			下刈り	下刈(植栽型・天然更新型)、下刈【下刈支援対策事業】(植栽型・天然更新型)						
			雪起こし	植栽型、天然更新型						
			倒木起こし	植栽型、天然更新型						
			枝打ち	枝打ち						
			除伐	人工林(除伐・竹伐)、人工林【除伐支援対策事業】(除伐・竹伐)、天然林(除伐・竹伐)						
			保育間伐	人工林、人工林【保育間伐推進緊急対策事業】、天然林						
			間伐(搬出間伐)	定性、列状、定性(うち枝払等)、列状(うち枝払等)						
			更新伐	定性、列状、定性(うち枝払等)、列状(うち枝払等)						
			付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備(獣害用ネット柵-150、獣害用ネット柵-100、樹皮保護ネット、幼齢木保護ネット)	鳥獣害防止施設等整備【鳥獣害防止施設等整備事業】(獣害用ネット柵-150、獣害用ネット柵-100、樹皮保護ネット、幼齢木保護ネット)	林内作業場及び林内かん水施設整備	林床保全整備			
								荒廃竹林整備		
									森林作業道	森林作業道(標準単価、積み上げ)
樹下植栽等	樹下植栽、萌芽整理									
		下刈り	下刈(植栽型・天然更新型)、下刈【下刈支援対策事業】(植栽型・天然更新型)							
				雪起こし	植栽型、天然更新型					
						倒木起こし	植栽型、天然更新型			
								除伐	人工林(除伐・竹伐)、人工林【除伐支援対策事業】(除伐・竹伐)、天然林(除伐・竹伐)	
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備(獣害用ネット柵-150、獣害用ネット柵-100、樹皮保護ネット、幼齢木保護ネット)									
		鳥獣害防止施設等整備【鳥獣害防止施設等整備事業】(獣害用ネット柵-150、獣害用ネット柵-100、樹皮保護ネット、幼齢木保護ネット)	林内作業場及び林内かん水施設整備							
				林床保全整備	荒廃竹林整備					
						森林作業道	森林作業道(標準単価、積み上げ)			

（森 特 定 環 境 保 全 復 整 備 事 業）	被害森林整備事業	被害森林整備	人工造林	再造林、拡大造林、被害地造林、特殊地拵、特殊地拵(竹林)
			樹下植栽等	樹下植栽、萌芽整理
			下刈り	下刈(植栽型・天然更新型)、下刈【下刈支援対策事業】(植栽型・天然更新型)
			雪起こし	植栽型、天然更新型
			倒木起こし	植栽型、天然更新型
			枝打ち	枝打ち
			除伐	人工林(除伐・竹伐)、人工林【除伐支援対策事業】(除伐・竹伐)、天然林(除伐・竹伐)
			保育間伐	人工林、人工林【保育間伐推進緊急対策事業】、天然林
			更新伐	定性、列状、定性(うち枝払等)、列状(うち枝払等)
			付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備(獣害用ネット柵-150、獣害用ネット柵-100、樹皮保護ネット、幼齡木保護ネット) 鳥獣害防止施設等整備【鳥獣害防止施設等整備事業】(獣害用ネット柵-150、獣害用ネット柵-100、樹皮保護ネット、幼齡木保護ネット) 林内作業場及び林内かん水施設整備 荒廃竹林整備
（森 特 定 環 境 保 全 復 整 備 事 業）	林相転換特別対策	林相転換特別対策	森林作業道	森林作業道(標準単価、積み上げ)
			一貫作業	一貫作業(伐倒・集材搬出のみ)、一貫作業(地拵え・植栽のみ)
			下刈り	下刈(植栽型)、下刈【下刈支援対策事業】(植栽型・天然更新型)
			付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備(獣害用ネット柵-150、獣害用ネット柵-100、樹皮保護ネット、幼齡木保護ネット) 鳥獣害防止施設等整備【鳥獣害防止施設等整備事業】(獣害用ネット柵-150、獣害用ネット柵-100、樹皮保護ネット、幼齡木保護ネット)
			森林作業道	森林作業道(標準単価、積み上げ)

○事業体系2（農山漁村地域整備交付金）

事業区分		補助事業区分(旧事業種類)	実施区分1	造林種類(旧実施区分2)
機 能 回 復 整 備 事 業	花粉発生源対策推進事業	花粉発生源対策促進事業	人工造林	再造林、再造林【再造林促進事業】
			付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備(獣害用ネット柵-150、獣害用ネット柵-100、樹皮保護ネット、幼齡木保護ネット) 鳥獣害防止施設等整備【鳥獣害防止施設等整備事業】(獣害用ネット柵-150、獣害用ネット柵-100、樹皮保護ネット、幼齡木保護ネット) 林内作業場及び林内かん水施設整備
			森林作業道	森林作業道(標準単価、積み上げ)

3, 造林樹種等の適用範囲

(1) 人工造林の植栽本数の下限は「樹下植栽」、「被害地造林」を除きヒノキ、マツ類は1,500本/ha以上、他の樹種は1,000本/ha以上とする。
特定林地改良事業については主林木の植栽を3,000本/ha以上とする。

(2) 外国樹種のうち植栽できるものは、下表のとおりとし苗木単価に大幅に差異がある場合は協議すること。

テーダマツ、スラッシュマツ、カラマツ類、イチヨウ、ユリノギ、コウヨウザン

(3) セラミック苗等の新たな低コスト造林用の苗木を造林補助事業の対象とする場合は以下の条件を全て満たす場合に採択できるものとする。
この場合の適用単価は、別途定めのない限り通常の山行き苗の標準単価を適用する。

①各県の苗協で規格(地上高、根本径等)が定まっている場合

②出荷の際に各県の苗協が山行き苗としての品質証明書を発行できる場合(品種、規格、本数等)・※普及するまでの当面の間、苗協の証明が必要

③林業種苗法に基づく適正な管理を行っている苗木である場合

4, 伐採率の適用範囲

(1) 保育間伐の目的樹種の伐採本数率は、20%以上及び40%以下とする。ただし、疎植造林等により施業体系上20%未満が適切であると判断される場合はこの限りではない。

(2) 間伐及び更新伐の伐採本数率の下限は、20%とする。

(3) 間伐、更新伐(面的複層林)の伐採本数率の上限は40%、災害に強い森林づくりの保育間伐、更新伐(人工林整理伐、受光伐)の伐採本数率の上限は50%とする。
ただし、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法等に留意して行うものとする。

5, 林齢制限一覧

(1) 森林環境保全整備事業

実施区分1	単価区分	森林環境保全直接支援事業	特定機能回復事業		
			森林緊急造成	被害森林整備	林相転換特別対策
下刈り	全面1回刈	～10年生 ※①	～10年生 ※①	～10年生 ※①	～10年生 ※①
	坪刈り	6～8年生 ※②	6～8年生 ※②	6～8年生 ※②	6～8年生 ※②
雪起こし	倒木起こし	～25年生	～25年生	～25年生	—
倒木起こし	倒木起こし	～25年生	～25年生	～25年生	—
枝打ち	枝打ち	11～30年生	—	30年生 ※③	—
除伐・保育間伐	除伐・伐竹(侵入竹除去)	9～25年生	9～25年生	9～25年生	—
	保育間伐 ※④	11～60年生	—	11～60年生	—
間伐	間伐	11～60年生	—	—	—
間伐・更新伐(人工林整理伐、受光伐) ※⑤	間伐・更新伐	11～90年生	—	11～90年生	—
更新伐(面的複層林) ※⑥	更新伐	46～90年生	—	46～90年生	—
付帯施設整備	樹皮保護ネット	11年生～	—	11年生～	—
一貫作業	一貫作業	—	—	—	35年生～※⑦

※① 全面下刈り及び筋刈りについては原則5年生まで、クヌギの萌芽更新については原則3年生までとする。
ただし、林相転換特別対策による下刈りは3回までとする(4回目以降は森林環境保全直接支援事業による)。

※② 振興局長の承認を受けた場合に、6～8年生までの間で1回に限り適用できることとする。
坪刈りの工程は、全刈りの40%とし、実施率(面積)で補正を行うこととする。

※③ 6齢級以下の林分において保育間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去を行う場合。

※④ 伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の場合については、11年生以上(上限なし)とする。

※⑤ 間伐(搬出)において、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分において行う61年生以上の間伐の場合は、更新伐単価を適用することとする。

※⑥ 更新伐について、面的複層林施業の一環として実施する場合は46～90年生とする。

※⑦ 市町村森林整備計画に定められた標準伐期齢以上とする。

6, 標準単価の適用方法

(1) 事業規模

- ・ 1施行地の面積は0.1ha以上であることとする。
- ・ 直接支援事業における間伐・更新伐については、交付申請毎に1計画当たりの間伐及び更新伐の搬出材積の平均が1ha当たり各々10m³以上の場合に適用できる。
- ・ 間伐・更新伐については、過去5年間に除伐、保育間伐、間伐、更新伐の助成を受けていない場合に適用できる。
- ・ 林相転換特別対策については、1伐区当たりの面積の上限は概ね2.5ha以下とし、伐区は連たんできないものとする。

(2) 植栽単価の本数区分と規格区分

- ・ 植栽単価の本数区分表示と適用範囲の関係は以下による。

名称	標準単価本数	実際の植栽本数
1haの植栽本数	500本/ha	500～ 999本/ha
	1000本/ha	1000～ 1499本/ha
	1500本/ha	1500～ 1999本/ha
	2000本/ha	2000～ 2499本/ha
	2500本/ha	2500～ 2999本/ha
	3000本/ha	3000～ 本/ha

- ・ 植栽樹種と単価適用範囲の規格は以下による。

名称	規格
ス ギ	林業用苗木規格による苗木全般
ヒ ノ キ	林業用苗木規格による苗木全般
マ ツ	林業用苗木規格による苗木全般
ク ヌ ギ	林業用苗木規格による苗木全般
ス ギ (コンテナ苗)	林業用苗木規格による苗木全般
ヒノキ (コンテナ苗)	林業用苗木規格による苗木全般
ケ ヤ キ 1	林業用苗木規格による1年生苗木
ケ ヤ キ 2	林業用苗木規格による2年生苗木
コウヨウザン (コンテナ苗)	林業用苗木規格による苗木全般
イ ヌ エ ン ジ ュ 1	1年生:根元径7.0mm上、地上長60cm上
イ ヌ エ ン ジ ュ 2	2年生:根元径10.0mm上、地上長100cm上
ヤ マ ザ ク ラ 1	1年生:根元径6.0mm上、地上長60cm上
ヤ マ ザ ク ラ 2	2年生:根元径8.0mm上、地上長100cm上
ヤ マ モ ミ ジ 1	1年生:根元径6.0mm上、地上長60cm上
ヤ マ モ ミ ジ 2	2年生:根元径8.0mm上、地上長100cm上
ポ ッ ト 苗 1	地上長50cm上(樹種:ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ、ケヤキ等有用広葉樹)
ポ ッ ト 苗 2	地上長80cm上(樹種:ヤマザクラ、ヤマモミジ、コナラ、ケヤキ等有用広葉樹)
大 苗 1	地上長150cm上 鉢付(樹種:ヤマザクラ、ヤマモミジ、ケヤキ)
大 苗 2	地上長200cm上 鉢付(樹種:ヤマザクラ、ヤマモミジ、ケヤキ)
大 苗 3	地上長150cm上 (樹種:コウヨウザン)
大 苗 4	地上長150cm上 鉢付(樹種:コウヨウザン)
イ チ ヨ ウ 1	地上長60cm上
イ チ ヨ ウ 2	地上長100cm上
そ の 他 1	地上長60cm上(樹種:上記樹種にないその他有用広葉樹)
そ の 他 2	地上長100cm上(樹種:上記樹種にないその他有用広葉樹)

(3) 植栽単価の地拵え区分

- ・地拵えの区分は以下のとおりとする。
- ・機械地拵え：全木集材(皆伐)直後に車両系林業機械を主体とした地拵えを行う場合に適用する。
- ・地拵えなし：地拵え未実施、又は地拵えが必要無い状態(樹下植栽、被害地造林、特殊地拵え後、全面伐竹後)の植栽で適用する。
- ・地拵えA：草地及び灌木地において、刈り払い機、チェーンソー等で地拵えをする作業(片付け含む)に適用する。
- ・地拵えB：ササ地(1.0m以下)において、刈払い機、チェーンソー等で地拵えをする作業(片付け含む)に適用する。
- ・地拵えC：ササ地(1.0m超)において、刈払い機、チェーンソー等で地拵えをする作業(片付け含む)に適用する。

※地拵えA～Cを適用する場合は、大半を占有する植生(地拵えCを適用する場合は草丈が1.0mを超えている状況)が確認できる写真を撮影し、書類検査において確認できるよう整備することとする。
※機械地拵えを適用する場合は、地拵えA～Cに該当せず、一貫作業(「伐採作業と造林作業の連携等の促進について(平成30年3月29日付け林野庁整備課長通知)」で定義する一貫作業システム)を行った場合であり、グラップル等の林業機械を用いた機械地拵えの状況が確認できる写真を撮影し、書類検査において確認できるよう整備することとする。
※特殊地拵えを実施し、その後に再造林を行う場合の植栽区分は、地拵えなしを適用し、実施の翌年度から起算して2年以内に再造林を行わなければならない。

<参考>「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」で定義される一貫作業システム (平成30年3月29日付け林野庁整備課長通知の抜粋)

- ・「一貫作業システム」とは、伐採・搬出作業と並行又は連続して、伐採・搬出時に用いる林業機械を地拵え(中略)に活用するとともに、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせること一連の造林作業の効率化を図る伐採・造林の実施システムをいう。
(注1)コンテナ苗が基本となるが、裸苗を用いる場合も含まれる。
(注2)伐採作業と造林作業の連続性については、秋に伐採・搬出を実施した際に林業機械で地拵えを行い、翌春、下草の繁茂時期を迎える前に直ちに植栽を行う場合も含まれる。

(4) 除伐及び保育間伐の単価の区分と適用範囲

- ・保育間伐の単価は目的樹種20%以上、除伐の単価は20%未満に区分して適用する。
- ・除伐の目的樹種20%未満を適用する場合は、目的外樹種を全て伐採する場合に適用する。
- ・伐竹(侵入竹除去)を適用する場合は、侵入竹を全て伐採する場合に適用する。
- ・保育間伐を適用する場合で、伐採木の50%以上で「伐採木が接地するよう枝払」及び「玉切」を実施する場合は、『枝払・玉切有り(50%以上)』の区分を適用できる。
- ・保育間伐で、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の場合については、7齢級以下の単価を適用する。
- ・保育間伐の選木について、選木完了後の選木実施状況や胸高直径がわかる写真を撮影し、書類検査において確認できるよう整備することとする。

(5) 間伐、更新伐の単価の区分等

- ・間伐、更新伐の標準単価は、搬出材積により区分され①10m³未満、②10m³以上20m³未満、③20m³以上30m³未満、④30m³以上40m³未満、⑤40m³以上50m³未満、⑥50m³以上の6区分とし、①10m³未満を適用する場合で、伐採木の50%以上で玉切を実施する場合は、『玉切有り(50%以上)』の区分を適用できる。
- ・間伐(搬出間伐)については、施業方法により(「人力」、「機械」)+(「車両系」、「架線系」)+(「定性」、「列状」)に単価を6区分する。2つ以上の施業方法を組み合わせた場合は安価な方の単価を適用する。
- ・更新伐については、施業方法により(「人力」、「機械」)+(「車両系」、「架線系」)+(「定性」、「列状」)に単価を6区分する。2つ以上の施業方法を組み合わせた場合は安価な方の単価を適用する。
- ・造材について、人力施行と機械施行の区分があるため、人力施行を適用する場合は、造材中の状況写真を撮影し、書類検査において確認できるよう整備することとする。
- ・間伐については、施業方法により「車両系」と「架線系」に単価を区分する。
現地において「架線系」を使用した場合でも、列状間伐、「車両系」との組み合わせによる場合は「車両系」を採用する。
- ・架線系集材は、集材機、タワーヤーダ、スイングヤーダで主索を張り集材する場合に適用する。主索を張る必要のないウインチ集材は車両系に該当する。架線系集材の単価を適用する場合は集材の状況写真を撮影し、書類検査において確認できるよう整備することとする。
- ・「架線系」単価を適用できる場合は、施業地の路網密度が100m/ha未満で、森林作業道の開設が林地傾斜等の状況により困難な場合とする。
- ・間伐、更新伐のうち(「人力」、「機械」)+(「車両系」)+(「定性」)の組み合わせは、齢級により区分され、①7齢級以下②8齢級以上に単価を2区分する。

- ・列状は伐採列の本数が1本以上の場合に適用する。
- ・間伐13齡級以上は、更新伐単価を適用する。
- ・伐採前の成立本数が700本/ha未満の場合は、更新伐単価を適用する。
- ・間伐及び更新伐の選木について、選木完了後の選木実施状況がわかる写真を撮影し、書類検査において確認できるよう整備することとする。

(6) 獣害用ネット柵の適用方法

- ・獣害用ネット柵は、網目及びネット設置高、支柱の設置本数により区分する。
- ・支柱材料はFRP又は被覆鋼管を標準とすることとする。
- ・獣害用ネットの材料がステンレス入りでない場合には強度及び資材単価がステンレス入りと同等以上であると判断される場合に適用できる。
- ・詳細な基準は別添のとおりとする。
- ・とめひも等で標準以外の資材を使用する場合は、事業実施前に協議を行うこと。

(7) 幼齢木保護ネット及びウサギ食害用ネットの適用方法

幼齢木保護ネット及びウサギ食害用ネットは以下の①,②を全て満たす場合に適用できるものとする。なお、適用範囲は500本/ha以上とし、設置数にかかわらず、1,500本/haを上限とする。

ただし、特定機能回復事業における設置数の上限は、設置数にかかわらず、森林緊急造成 スギ2,000本/ha、ヒノキ2,500本/ha、林相転換特別対策 2,000本/haとする。

- ①植栽木全てに設置すること。
- ②事業実施前に資材等について協議を行うこととする。資材は生分解性であることとする。
- ③メーカーが作成した仕様書等(設置方法や注意事項が記載されているもの)に基づき設置している。
- ④ウサギ食害用ネットを設置する際は、ネットと支柱を固定する留め資材を1箇所以上設置すること。

- 例) 0.5haの現地で、600本設置(=植栽)した場合 : 1200本/ha となるので 標準経費=標準単価×600本(実本数)
- 0.5haの現地で、1400本設置(=植栽)した場合 : 2800本/ha となるので 標準経費=標準単価×750本(0.5ha×1500本/ha)

p.3参照

(8) 枝打ち単価の適用方法

- ・枝打ち単価は、①1.0m以上2.0m未満と②2.0m以上3.0m以下の2区分とする。
- ・造林事業の枝打ちは、花粉対策及び林内の光環境の向上を目的とすることから、枯れ枝落しは補助対象としない。
- ・1.0m以上の枝打ち幅があること。
- ・①を適用する場合は、枝打ち高さが地上高2.0m未満の範囲内にあること。
- ・②を適用する場合は、枝打ち高さが地上高3.0m以下の範囲内にあること。
- ・上記枝打ち幅には、獣害対策のための枝元を残した枝打ちも適用できる。

(9) 付帯施設等の申請時期

- ・付帯施設や森林作業道は森林施業と一体的に行うこととされていることから本来、森林施業と同時の申請することが望ましいが、予算の都合等により下記の場合については申請時期をずらすことを認めることとする。ただし、必ず付帯施設等にかかる森林施業の実施の確認を行うこと。

(ア) 付帯施設整備については、やむを得ない場合を除き森林施業の申請の期を含めず2期を限度として事前または事後に申請ができるものとする。

(イ) 森林作業道については、森林施業の2年を限度とし先行開設を行い申請できるものとする。

(10) 伐竹単価の適用方法

- ・付帯施設整備の荒廃竹林整備(被圧竹除去)は、間伐等の実施区域外で行うものに適用する。
- ・除伐、付帯施設整備のいずれの伐竹においても、竹はすべて伐倒し切断・整理・集積した場合にのみ適用できるものとする。
- ・申請には、伐採前の写真(遠景・近景)を撮影するとともに、毎木調査等の伐採前成立本数を確認できる書類を整備し、書類検査において確認できるよう整備することとする。

- (11) 森林作業道(標準単価)の適用方法
- ・ 森林作業道の標準単価、間接費、標準経費の算出に当たっては、設計起案を行った直近の大分県森林作業道実施要領によることとする。ただし標準単価の適用に当たっては単価表の欄外の注意事項を確認し適用することとする。
 - ・ 森林作業道の平均法高は原則2mを上限とする。
- (12) 森林環境保全直接支援事業において、森林経営計画対象林班内で経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に間伐及び更新伐を行う場合(令和6年4月15日改正:大分県造林事業実施要領の別表3の森林環境保全直接支援事業の(2)の(イ)参照)、又は、特定間伐促進計画の実施計画に基づき施業を実施する林分が存在する林班内に森林経営計画が作成されている場合(令和6年4月15日改正:大分県造林事業実施要領の運用の第11の2の(5)参照)の適用・確認方法
- ・ 造林内訳書の“計画区分及び認定番号欄”に「対象森林として取り込む経営計画の番号」及び、「〇〇年度までに取込予定(〇〇の部分に年度を記入)。
- (13) 一貫作業単価の適用方法
- ・ 特定機能回復事業の林相転換特別対策(特定スギ人工林)において、一貫作業(伐倒・集材搬出のみ)、一貫作業(地拵え・植栽のみ)を行う場合に適用する。
 - ・ 植栽本数は原則2,000本/ha以下を標準とする。なお、植栽するスギ・ヒノキの品種は「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種とする。
 - ・ 一貫作業の定義は、(3)に記した「伐採作業と造林作業の連携等の促進について(平成30年3月29日付け林野庁整備課長通知)」とする。
 - ・ 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出する恐れがある箇所(土砂災害特別警戒区域等)が大半を占める場所での実施でないこと。